

平成25年(東)第1479号, 第1908号, 第2207号, 第3154号
平成26年(東)第1532号, 第1983号

回 答 書

平成27年5月20日

原子力損害賠償紛争解決センター
仲介委員
同
同

被申立人代理人弁護士

同

被申立人は、貴センターの平成27年5月1日付け求釈明書について、下記のとおり、回答いたします。

記

第1 求釈明1について

被申立人としては、13名の申立人様らにおいて避難生活の長期化により将来への不安等が増大したというご事情が認められることについて争うものではありません。しかしながら、避難生活の長期化により将来への不安等が増大したというご事情は、申立人様ら固有の個別具体的なお事情ではなく、帰還困難区域等から避難をされている被害者の方々に共通して認められるご事情であり、また、かかるご事情は被申立人が既にお支払いしている中間指針及び同第二次追補に基づく慰謝料の賠償において考慮されているものと考えております。この点については、被申立人の平成26年9月17日付け回答書(2)で述べたとおりであります。

したがって、避難生活の長期化により将来への不安等が増大したというご事情をもって13名の申立人様らについて慰謝料を一律に増額するという考え方は受け入れ難く、遺憾ながら本件和解案を受諾することはできないものと考えております。そして、申立人様らに対して被申立人が既にお支払いしてい

る上記の慰謝料に加えてさらに慰謝料を増額することができるか否かについては、日常生活阻害慰謝料の増額の問題であると理解しておりますので、被申立人は、被申立人の平成27年4月20日付け準備書面(3)において13名の申立人様らの個別具体的な事情(被申立人がこれまで慰謝料の増額を認めて賠償したのも含む)に基づき日常生活阻害慰謝料の増額の要否を検討したものであります。

なお、本件和解案の諾否と、被申立人が準備書面(3)で述べた「日常生活阻害慰謝料の増額」との関係についてですが、被申立人としては、本件和解案が一律の慰謝料増額の根拠としている、避難生活の長期化により将来への不安等が増大したとの事情については、被申立人が既にお支払いしている中間指針及び同第二次追補に基づく慰謝料の賠償で考慮されているものである一方で、被申立人が準備書面(3)において申立人様らの個別具体的な事情に基づき検討させていただいた日常生活阻害慰謝料の増額は、中間指針及び同第二次追補に基づく慰謝料の賠償で考慮されていない個別具体的な事情に基づいて検討させていただいたものであり、両者は異なるものと理解しております。

第2 求釈明2について

被申立人は、平成26年6月25日付け回答書において、貴センターの和解案を尊重するとの立場から、本件和解案の趣旨を踏まえて、極めて多数の申立人様らの個別具体的な事情を精査することなく、一定の基準の下で迅速に解決するための考え方として、傷病を有していた高齢者の方々に13か月間(本件事故発生時から平成24年3月末日まで)にわたり一律月額2万円を増額して賠償させていただく考え方を提示させていただき、本件和解案を一部受諾することといたしました。

貴センターからの平成27年5月1日付け求釈明書の求釈明2で指摘されております傷病を有していた高齢者の増額事由に関しては、13名の申立人様らのうち、申立人番号5992の 様、6818の 様、7728の 様、41の 様、46の 様、47の 様、75の 様、98の 様、107の 様、113の 様、141の 様、219の 様が何らかの傷病を有していたことが伺え、増額事由に該当するものと思われま。

しかしながら、被申立人は、貴センターからの平成27年3月4日付け連絡書によるご指示に基づき、同年1月23日付け勧告(「勧告2」)にある13名の申立人様らのそれぞれの個別具体的な事情を踏まえた慰謝料の増額の要否を検討し、被申立人の準備書面(3)を提出したものであり、そこにおいては、傷

病を有していた高齢者の方々に対して個別具体的なご事情を精査することなく一律月額2万円（13か月間）を増額するという考え方ではなく、被申立人の準備書面（3）で示した既払金の重複の控除を含めて13名の申立人様らの傷病の程度や時期、ご家族の別離など傷病以外の個別具体的なご事情のすべてを総合的に考慮し、追加でお支払いをすべき慰謝料の要否及び金額、期間等について検討をするものであると考えております。

第3 求釈明3について

13名の申立人様らにつきましては、身体の障害の有無及びその程度、また、こうした障害を抱えられるに至った時期などご事情がさまざまであることに加え、被申立人による治療費や通院慰謝料の賠償がされているか否かについてもご事情が異なっております。

13名の申立人様らにつきましては、その個別具体的なご事情を踏まえて慰謝料増額の要否及び金額を検討するに際しては、身体の障害の有無及びその程度、また、こうした障害を抱えられるに至った時期などのご事情に加え、申立人様らの間で公平に欠けることがないよう、被申立人から治療費や通院慰謝料について賠償を受けているか否かといったご事情についてもご考慮いただく必要があるものと考えております。

なお、準備書面（3）の別紙で示した身体の障害に対する慰謝料の支払は、中間指針において示された「生命・身体的損害」としてお支払いしているものであり、本件和解案で提示している慰謝料とは異なるものと考えます。

以上